

佐鳴台地区社会福祉協議会会則

(目的)

第1条 本会は、佐鳴台地区内のすべての住民が明るく豊かに生きていくため、お互いに協力し合い、幸せと健康に満ちた生きがいのあるまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民福祉を増進するための組織活動
- (2) 住民福祉を増進するための調査及び研究
- (3) 住民福祉を増進するための地域福祉活動
- (4) 問題解決のための具体的な在宅福祉活動
- (5) 社会資源の発見と開発
- (6) その他目的達成に必要な事業

(名称及び事務所)

第3条 本会は、佐鳴台地区社会福祉協議会（以下「佐鳴台地区社協」と言う）と言い、事務所を佐鳴台協働センター内に置く。

(会員)

第4条 佐鳴台地区社協の会員は、佐鳴台地区の住民及び佐鳴台地区の各種団体等のうち、佐鳴台地区社協の趣旨に賛同して協力するものをもって会員とする。

(組織及び任期)

第5条 佐鳴台地区社協は、会員の中から推進委員会を組織し、委員は、60名以内とする。

2. 推進委員は、佐鳴台地区自治会長及び佐鳴台地区社協に入会した佐鳴台地区各種団体等の代表者で協議し、選任する。
3. 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役職をもって委員に就任した者は、その役職の在任期間とする。

(役員)

第6条 佐鳴台地区社協に推進委員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 企画委員 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2. 会長は、佐鳴台自治会連合会長をもって充て、役員は、推進委員の互選による。

(顧問・相談役)

第7条 佐鳴台地区社協に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、佐鳴台地区社協を代表し、佐鳴台地区社協の会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 事務局長は、佐鳴台地区社協の事務を掌理する。
4. 企画委員は、事務局長のもとで佐鳴台地区社協の事業を企画立案する。
5. 会計は、佐鳴台地区社協の会計事務に当たる。
6. 監事は、佐鳴台地区社協の会計事務及び会務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2. 役職をもって役員に就任した者の任期はその役職の在任期間とする。

(会報)

第10条 佐鳴台地区社協の会議は、総会、役員会及び推進委員会とする。

(会議の招集)

第11条 会議は会長が召集し、会長が会議の議長となる。

(会議の開催)

第12条 総会は、毎年1回(4月または5月)開催し、役員会及び推進委員会は、必要に応じて開催する。

(決議の方法)

第13条 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、推進委員会に付議する次事項を審議する。

(推進委員会)

第15条 推進委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業方針並びに運営に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 総会に付議する事項

(総会)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) その他、住民福祉に関する重要事項

(専門部)

第17条 会長は、必要があると認めたときは、役員会及び推進委員会に諮り、専門部を設けることができる。

(会計)

第18条 佐鳴台地区社協の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 浜松市社会福祉協議会からの補助金
- (2) 浜松市からの補助金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第19条 佐鳴台地区社協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事務報告)

第20条 会長は、毎年度の事業計画及び粗算決算の事務報告を浜松市社会福祉協議会会長に提出するものとする。

(補則)

第21条 この会則に定めるものの佐鳴台地区社協の運営に関し必要な事項は、会長が役員会及び推進委員会に諮って定める。

附則

この会則は、平成13年12月15日から施行する。